

計画の策定にあたって

はじめに

豊富町では、障害者自立支援法に基づき平成18年度に第1期障害福祉計画、平成20年度に第2期障がい福祉計画、平成23年度に第3期障がい福祉計画を策定し、就労支援・在宅福祉サービスの充実などの目標を定め、障がいのある方の社会参加に向けた取り組みを進めてまいりました。

本町では、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援体制を整備するため、課題の整理や情報共有を行う場として設置した自立支援協議会や障がい福祉関係連絡会議などにより、多くの関係者及び町民の方々のご意見をいただきながら、第3期障がい福祉計画の見直しを行い、本町の実情を踏まえた福祉サービスの見込み量などを盛り込んだ平成27年度から平成29年度までの第4期障がい福祉計画を策定したところであります。

本計画をもとに、障がいの有無に関わらず、すべての人が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会をめざし、努力してまいりますので、関係の皆様はじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました関係団体や町民の皆様、並びにご審議いただきました豊富町障がい福祉計画策定委員の皆様から心から感謝申し上げます。

平成27年 3月

豊富町長 工藤 栄光

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

平成15年4月にスタートした支援費制度では、精神に障がいのある方を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であったこと、急増する新規利用者へのサービス提供に対応する安定的な財源が確保されていないこと等の課題があり、これらを解決するため制度全般の見直しが必要となり、平成17年11月に「障害者自立支援法」が公布され、平成18年4月から新制度が施行されました。その後、平成24年6月に国は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正し、障がいのある方の定義に難病等を追加するとともに、平成26年4月からはケアホームのグループホームへの一元化などを実施しました。

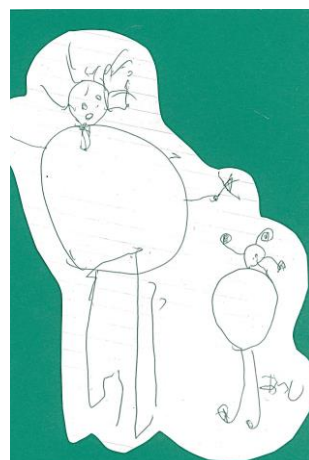
豊富町では平成19年3月に「豊富町障害福祉計画」（以下「第1期計画」という。）、平成21年3月には「第2期豊富町障害福祉計画」（以下「第2期計画」という。）、平成24年3月には「第3期豊富町障がい福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し推進してきました。

このことから、第3期計画におけるサービス見込量などの必要な見直しを行い、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年厚生労働省告示第231号。以下「国指針」という。）に即して、『第4期豊富町障がい福祉計画』（以下「第4期計画」という。）を作成することとしました。

(2) 計画の目的

『第4期計画』は、障がいのある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、必要とされる支援を提供することが可能となるよう、相談支援体制やサービスの基盤整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となることから、障がいのある方を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していきます。

平成29年度末に向けて数値目標を設定し、その前期期間のサービス見込量やその確保方策等について定めることとします。



2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として第4期計画を作成するものです。一方、北海道においては、第4期北海道障がい福祉計画を作成することから、この計画を基礎として本計画を作成することとします。

(2) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年を1期とする計画（第4期計画）とし、平成29年度末までに第4期計画に係る必要な見直しを行います。

(3) 計画の法的根拠

この計画は、次の法令等を根拠、参考として作成しています。

- 障害者総合支援法（第88条第1項（抄））
- 障害福祉計画関連の告示
 - 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正」（平成26年5月15日厚生労働省告示第231号）」
- 障害福祉計画関連の通達
 - 「障害福祉計画策定指針の一部改正について」（平成27年2月16日北海道保健福祉部長通知 障福第3386号）」

3 計画の策定体制と経緯等

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、福祉関係者、障がいのある方の保護者及び学識経験者で構成する「豊富町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容について検討を行いました。

(2) 住民の意見等の反映

本町に在住している障がいのある方に対し、今後のサービス利用意向や一般就労への移行希望、地域における基盤整備などについて意見集約を行いました。

意見集約の方法として、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の情報や、障害福祉サービス利用に至っていない方等については、平成26年4月に設立した自立支援協議会において意見を募り、計画内容の審議をおこないました。

自立支援協議会の開催までには、町内事業所の代表者と役場担当部署で構成されている「障がい福祉関係連絡会議」を開催し、事例検討や社会資源の見直しを行い、町民全体で計画内容を検討・協議する場として「自立支援協議会」を活用しました。

第2 障がい者（児）及びサービス提供体制の現状

1 障がい者（児）の現状

本町の人口に占める障がい者（児）の割合は、身体障害者手帳、療育手帳の交付者数及び保健所で把握している精神に障がいのある方の数を総体で見ると、次のとおりです。

また、難病等の疾患を持っている方も障がい福祉サービスの利用ができる範囲に加わり、発達障がい者（児）とともに障害福祉サービスの利用が可能となりました。

＜平成25年度末現在＞

総人口	障害種別ごとの人数	3障害合計	人口に占める割合
4,191人	身体障がい 238人	413人	9.9%
	知的障がい 56人		
	精神障がい 119人		

（1）身体障がい

身体障害者手帳の交付者数は、平成25年度末現在で238人となっており、本町の人口に占める割合は、5.7%となっています。

なお、男女別、年齢別、障害種類別ごとの人数は次のとおりです。

性別区分	人数	割合
男	101人	42.4%
女	137人	57.6%

年齢区分	人数	割合
18歳未満	6人	2.5%
18歳以上	232人	97.5%

障がい種類区分	人数	割合
① 視覚障害	20人	8.4%
② 聴覚、平行機能障害	16人	6.7%
③ 音声、言語、そしゃく機能障害	1人	0.4%
④ 肢体不自由	153人	64.3%
⑤ 内臓の機能障害	48人	20.2%
(①⑤のうち重複障害)	15人	

※ 重複障害の障害別内訳 → ① 1人、② 5人、③ 1人、④ 6人、⑤ 2人

（2）知的障がい

療育手帳の交付者数は、平成25年度末現在で56人となっており、本町の人口に占める割合は、1.3%となっています。

なお、男女別、年齢別、障害程度別ごとの人数は次のとおりです。

性別区分	人 数	割 合
男	38人	67.9%
女	18人	32.1%

年齢区分	人 数	割 合
18歳未満	11人	19.6%
18歳以上	45人	80.4%

障害程度区分	人 数	割 合
A判定	25人	44.6%
B判定	31人	55.4%

(3) 精神障がい

保健所で把握している精神障がいのある方は、平成25年度末現在で119人となっており、本町の人口に占める割合は、2.8%となっています。

なお、病類別、受療状況別ごとの人数は次のとおりです。

病 類 区 分	人 数	割 合
① 脳器質性精神障害	12人	10.1%
② 精神作用物質による精神及び行動の障害	2人	1.7%
③ 統合失調症	25人	21.0%
④ 気分（感情）障害	44人	37.0%
⑤ 神経症性障害	4人	3.4%
⑥ 生理的障害及び身体的要因の行動症候群	1人	0.8%
⑦ 心理的発達の障害	3人	2.5%
⑧ 知的障害	1人	0.8%
⑨ てんかん	27人	22.7%

受療状況区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
入院	措置入院	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療保護入院	4人	0人	1人	2人	—	—	—	1人	—
	その他の入院	1人	0人	1人	—	—	—	1人	—	—
小 計		5人	0人	2人	2人	—	—	1人	1人	—
通院	自立支援医療による通院	2人	2人	12人	17人	2人	1人	1人	—	18人
	その他の通院	4人	—	4人	6人	—	—	1人	—	—
小 計		6人	2人	16人	23人	2人	1人	2人	—	18人
そ の 他		1人	0人	7人	19人	2人	—	—	0人	9人
合 計		12人	2人	25人	44人	4人	1人	3人	1人	27人

(4) 発達障がい

発達障がいは、平成 22 年度の制度改正で障がいの範囲に加わりました。概念的に精神障がいに含まれるものとして障害福祉サービス利用が可能でしたが、手帳制度がないため正確な人数は把握できず、現在のところ本町では発達障がい者（児）としての障害福祉サービスの利用はありません。

(5) 難病等

難病等の疾患を持っている方は、平成 25 年度の制度改正で障がいの範囲に加わりました。難病は治療方法がなく、長期の療養が必要となり、生涯にわたり症状が持続・潜在します。平成 27 年 1 月 1 日より 151 疾病が対象となり、障害者手帳を所持していなくても障害福祉サービスの利用が可能ですが、現在のところ本町では難病等としての障害福祉サービスの利用はありません。

2 サービス提供体制の現状と評価

(1) サービス利用状況

本町における訪問系・日中活動系サービスの利用について、平成 23 年 4 月から平成 26 年 10 月までに支給決定した者の利用状況は、次のとおりとなっています。今後も利用者のニーズに対応できるサービス基盤の整備が必要です。

【決定者数】

区 分	支給決定者数								
	居宅 介護	短期 入所	自立 訓練 (生活訓練)	就労 移行 支援	就 労 継 続 支 援 (B型)	生活 介護	児童デ イサー ビス	児童福祉法	
								児童発達 支援※	放課後等児 童デイサー ビス※
平成 23 年度 (H23.4~H24.3)	1 人	5 人	1 人	1 人	16 人	21 人	4 人	—	—
平成 24 年度 (H24.4~H25.3)	1 人	5 人	1 人	0 人	19 人	23 人	—	1 人	1 人
平成 25 年度 (H25.4~H26.3)	1 人	7 人	1 人	0 人	19 人	24 人	—	4 人	1 人
平成 26 年度 (H26.4~H26.10)	1 人	6 人	0 人	0 人	22 人	26 人	—	4 人	1 人

【利用時間・日数】

区 分	実利用（時間・日）			
	H23. 4～H24. 3	H24. 4～H25. 3	H25. 4～H26. 3	H26. 4～H26. 10
居宅介護（ヘルプサービス）	0 時間	138 時間	156 時間	92 時間
短期入所	156 日	18 日	12 日	20 日
自立訓練（生活訓練）	269 日	268 日	246 日	0 日
就労移行支援	370 日	0 日	0 日	0 日
就労継続支援（B型）	3,357 日	3,956 日	4,227 日	3,075 日
生活介護	4,557 日	4,528 日	5,207 日	3,656 日
児童デイサービス	51 日	—	—	—
児童発達支援※	—	30 日	145 日	123 日
放課後等児童デイサービス※	—	42 日	176 日	0 日

※平成 24 年 4 月 1 日より障害者自立支援法（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法）による児童デイサービスは、児童福祉法による障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）となります。

（２）地域移行の状況

北海道のまとめでは、平成 17 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの地域生活移行者は 2,840 人となっています。また地域移行先としては、グループホーム・ケアホームがもっとも多く 2,005 人（70.6%）となっています。

そのため、利用者の希望する生活を実現するためには、本町においても地域生活への移行を支援する体制づくりが必要となっています。

（３）入所施設の状況

本町には、入所施設が整備されておらず、本町に居住している身体障がい者及び知的障がい者については、道内にある障がい者支援施設に 9 名が入所している状況です。各市町村ごとの施設入所状況は次のとおりとなっています。

<平成 26 年 10 月 1 日時点>

市町村	施設名	人数
旭川市	やすらぎ園	1 人
稚内市	はまなす学園	4 人
雨竜町	雨竜町寒暑の里	1 人
幌延町	北星園	1 人
札幌市	札幌報恩学園	1 人
初山別村	風連別学園	1 人

(4) 居住支援の状況

本町に、平成21年5月（5名利用・1棟）・平成23年4月（3名利用・1棟）のグループホームが開設され、2名が本町の支給決定により利用しておりますが、近年、稚内市や留萌圏域から、本町の障害者支援施設（通所施設）を利用している方も増加傾向にあり、また、本町での生活を希望しながらも、やむを得ず他地域にあるグループホーム等に入居している実態もあります。

このため、グループホーム等の充実を図り、居住支援（住まい）を基本とする基盤整備を進めていくことが必要となっています。

各市町村ごとのグループホーム等の利用状況は次のとおりとなっています。

＜平成26年10月1日時点＞

市町村	施設名	人数
稚内市	共同生活援助事業所 りぶ・びれー	5人
稚内市	グループホーム メゾン木馬館	1人
深川市	共同生活支援センター すずらん	2人
旭川市	共同生活援助事業所 ZOO101	1人
芦別市	共同生活援助事業所 きらり	1人
剣淵町	共同生活援助（介護包括型）事業所 あかつき寮	1人
幌延町	共同生活援助事業所 北の星	1人
豊富町	グループホーム ドリームスポットⅡ	2人

(5) 作業工賃の状況

本町の通所事業所「サロベツマイハート」における平成25年度の一人あたり月額平均工賃は、生活介護利用者17,798円・就労継続支援B型利用者28,793円となっており、道内における福祉的就労の平成25年度平均工賃18,846円よりも、上回る状況になっています。

今後も、障がいのある方が生きがいを持ち、安心して地域で暮らせるようにするために、道内の平均作業工賃を下回ることはないよう工賃維持の取組みが必要です。

(6) 就労支援の状況

地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりが必要となっています。

第3期計画中に本町で一般企業等に就職した方（一般就労）がいないため、厳しい雇用環境の現状のなか、自立支援協議会等の開催により企業等の理解が得られる取組みが必要です。

(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

本町に居住している特別支援学校に在学している児の進路状況等について、特別支援学校関係者または、特別支援教育連携協議会等と連携を図り、自立支援協議会等での情報交換の場を活用しながら支援を進めていくことが必要です。

3 主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況

●社会福祉法人 サロベツ福祉会

【サロベツマイハート】

平成 17 年 4 月「知的障害者通所授産施設」知的・精神障害者へのサービス提供開始
平成 23 年 4 月「生活介護・就労継続支援 B 型」(新体系)に移行

【ドリームスポット I・II】

平成 21 年 5 月に共同生活援助(グループホーム)「ドリームスポット I」を開設
平成 23 年 4 月に共同生活援助(グループホーム)「ドリームスポット II」を開設

・平成 26 年 12 月現在 利用状況

		生活介護	就労継続支援 B 型	グループホーム
利用者数		16 名	24 名	8 名
内 訳	豊富町	12 名	14 名	2 名
	稚内市	2 名	6 名	5 名
	幌延町	0 名	2 名	0 名
	遠別町	0 名	1 名	0 名
	利尻富士町	0 名	1 名	1 名
	天塩町	2 名	0 名	0 名

～今後について～

○生活介護の利用見込み

生活介護サービスの利用については、現在、多機能型でサービス提供を行っておりますが、利用希望者が増加傾向にあり、支援区分により提供サービスの内容も大きく異なることから、より良いサービス提供と利用者の安心及びサービス向上のため、今後も支援区分を基本としたサービス提供と個別支援計画に即した支援に対応できる施設整備を推進していきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数		18 名	21 名	24 名
内 訳	豊富町	13 名	15 名	16 名
	稚内市	3 名	4 名	5 名
	天塩町	2 名	2 名	2 名
	幌延町			1 名

○就労継続支援B型の利用見込み

就労継続支援B型サービスの利用については、今後も利用希望者が増加傾向で推移しますが、特別支援学校卒業生に対する特例措置が終了し、就労支援事業所においてはアセスメントが必須で直接利用が不可能となることから、提供サービスの見直しと事業再編が必要であり、併せてアセスメント体制の整備を推進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数		27名	25名	24名
内 訳	豊富町	15名	13名	14名
	稚内市	7名	7名	4名
	天塩町	1名	1名	2名
	幌延町	2名	2名	2名
	遠別町	1名	1名	1名
	利尻富士町	1名	1名	1名

○就労移行支援の利用見込み

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、高等養護学校卒業生や一般就労希望者に、求職活動・職場開拓・職場定着の支援・指導等を実施します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数		1名	3名	5名
内 訳	豊富町	1名	3名	5名

○居住の確保

近年、稚内市や留萌圏域からの利用が増加傾向にあり、公共交通機関の利用と事業所の送迎で通所している現状を踏まえ、通所利用時の身体的・経済的な負担軽減や自立促進のためにも居住（グループホームなど）の整備を推進します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数		8名	13名	13名
内 訳	豊富町	2名	4名	4名
	稚内市	5名	7名	7名
	利尻富士町	1名	1名	1名
	天塩町		1名	1名

○その他

- ・相談支援体制の充実
- ・行動援護サービス開始に向けた整備
- ・フレキシブルセンターの情報収集
- ・精神科医師の定期訪問診察の調整

●社会福祉法人 豊富町社会福祉協議会

【居宅介護事業所】

平成 19 年 8 月に事業所を開設後、身体・知的障がい者（児）に対し週 3 回（180 時間/年程度）の家事援助中心のサービスを提供し、利用者へ「本人のできる部分の促し」「支援が必要な部分のサービス提供」を行い、自立に向けた支援を実施しています。

また、事業所開設から重度訪問介護の指定を受けており、利用者の希望に沿った支援を実施しています。

～今後について～

障がいのある方の在宅生活を支援する最も基本的なサービスとして利用者が増加することが見込まれるため、希望者に対し、サービス提供していける体制整備と人材育成（資格取得）が必要となり、障害に対する特性等の理解と人材確保を実施します。

【相談支援事業所】

平成 26 年 8 月「特定相談支援事業所 相談室とよとみ」を開設

障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう相談支援体制を整備し、地域の実情に応じた相談支援を実施しています。

また、サービス等利用計画の作成を行い、中立公平な立場から障がいのある方の目標や希望が実現できるよう関係機関と調整を実施しています。

～今後について～

地域の基幹となる役割を担うべく、不登校やひきこもりへの対応や権利擁護の推進など、総合的な相談支援の拠点となるよう体制づくりを実施します。

○計画相談支援（障がい児含む）の実施見込み

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
		者	児	者	児	者	児	
契約者数	利用者数	36名	4名	38名	1名	39名	1名	
	内訳	豊富町	28名	4名	30名	1名	31名	1名
		稚内市	7名	0名	7名	0名	7名	0名
		利尻富士町	1名	0名	1名	0名	1名	0名
計画作成	利用者数	5名	4名	3名	0名	2名	0名	
	内訳	豊富町	3名	4名	3名	0名	1名	0名
		稚内市	2名	0名	0名	0名	0名	0名
		利尻富士町	0名	0名	0名	0名	1名	0名
モニタリング	利用者数	51名	6名	53名	1名	57名	4名	
	内訳	豊富町	41名	6名	39名	1名	45名	2名
		稚内市	10名	0名	13名	0名	9名	0名
		利尻富士町	0名	0名	1名	0名	3名	2名

○一般的な相談支援の実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
49件/月 (590件/年)	54件/月 (650件/年)	58件/月 (690件/年)

第3 計画推進のための基本的事項

1 平成29年度に向けて目指す方向

本町では、平成29年度に向けて、障がいのある方を主体とした支援体制づくりを進め、希望する暮らしの実現、意欲や能力に応じた活動が保障される社会づくりを推進するとともに、地域に住む人が障がいの有無、老若男女を問わず、『障がいのある方々が安心して地域で暮らせる社会の実現のために』を基本目標として、だれもが安心して暮らせる、支え合うまちづくりを目指すこととします。

2 平成29年度の成果目標と目標値

(1) 数値目標設定における基本的な考え方

本町では、国（道）の基本指針に基づき、障がいのある方の自立を支援する観点から、「福祉施設からの地域生活移行」「精神科病院から地域生活移行」「地域生活支援拠点等の整備」「福祉から一般就労」といった課題に対応するため、数値目標を設定し取組みの促進を図ります。

(2) 福祉施設から地域生活への移行促進

北海道においては平成26年3月31日時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末の段階において地域生活に移行するとともに、これにあわせて平成29年度末時点の施設入所者数が平成26年3月31日時点の入所者数から4%以上減少することを目標としています。

本町では、平成26年3月31日時点の施設入所者数を基礎とし、地域生活移行者数及び施設入所者の削減見込数を「10%以上」とするよう目標値を設定します。

① 地域生活移行者数の目標値

項目	数値	備考
現在の全入所者数（A）	10人	※平成26年3月31日の施設入所者数
地域生活移行者数（B）	1人	※施設入所から地域（GH等）へ移行する数
【目標値】	10.0%	(B) / (A)

② 平成29年度末時点における削減見込目標値

項目	数値	備考
現在の全入所者数（A）	10人	※平成26年3月31日の施設入所者数
目標年度全入所者数（B）	9人	※平成29年度末時点の施設入所者見込数
削減見込人数（C）	1人	※差引減少見込数（A）－（B）
【目標値】	10.0%	(C) / (A)

(3) 精神科病院からの地域生活への移行促進

北海道では精神障がい者の入院医療中心から地域生活を支えるための医療への移行を目指すため、入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上、入院後1年時点での退院率を91%以上、1年以上の在院者数を18%以上削減することを目標としています。

本町では、地域生活を支えるために関係機関と連携し、生活に必要なサービス提供の基盤整備が必要です。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

北海道では全ての市町村に地域生活支援拠点の設置を目標としていますが、第4期計画期間中においては、広域性を考慮したうえで21の障がい保健福祉圏域内に1か所の整備としています。

本町でも、障がいのある方が重度化・高齢化・親亡き後などの状況でも地域生活が継続できるよう地域全体で支える支援体制の整備が必要です。

(5) 福祉施設から一般就労への移行促進

北海道における平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した障がい者は631人で、平成29年度中に一般就労へ移行する数を平成24年度一般就労への移行実績の「2倍以上」とすることを目標としています。

本町では、地域の実情に合わせて、就労移行者数を「1.0倍以上」となるよう目標値を設定します。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数(A)	0人	※平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の就労移行者数(B)	1人	※平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】	1.0倍	(B) / (A)

(6) 就労移行支援事業の利用促進

北海道では、就労移行支援事業の利用者について、平成25年度末における利用者数の6割増加を目標としています。

本町でも就労移行支援事業のサービス提供事業者と連携し、サービスの利用を促進します。

項目	数値	備考
平成25年度就労移行支援事業利用者数(人)	0人	※平成26年3月の就労移行支援事業所の利用者数
平成29年度就労移行支援事業利用者数(人)	5人	※平成25年度の利用者数から6割以上増加することを基本とし、地域の実情で設定

(7) 福祉的就労の工賃水準の向上

北海道では、障がいのある方が、働くことを通じて社会に参加し、「地域で生きる喜びを得る」とともに、工賃と障害基礎年金などの社会保障給付を合わせ、地域で経済的にも自立した生活が可能となるよう、平成 29 年度に道の平均工賃が平成 18 年度水準 15,305 円（月額）の「2 倍」を達成するよう目指しています。

本町では、地域の実情に合わせて、道における平均工賃月額（平成 25 年度水準）の「1.6 倍」を達成できるよう目標値を設定します。

項 目	数 値	備 考
道内の月額平均工賃 (A)	18,846 円	※ 道内施設利用者の平均工賃 (平成 25 年度)
一人あたり月額平均工賃 (B)	28,793 円	※ 平成 25 年末時点の 「サロベツマイハート」の平均工賃
目標年度の平均工賃 (C)	30,610 円	※ 平成 29 年度末時点の 「サロベツマイハート」の目標平均工賃
【 目 標 値 】 (C) / (A)	1.6 倍	(小数点第 2 位以下、四捨五入)

第4 サービス量の見込みと基盤整備

1 サービス量の基本的な考え方

サービスの必要見込量（支給量）は、各市町村において地域の実情やニーズを的確に把握したうえで、各サービスごとに見込量を設定することとなっています。

平成27年度から平成29年度までにおいて、本町における各サービスごとの利用量を見込むとともに、第3期計画と第4期計画における平成29年度末時点の見込量の比較を行うこととします。

なお、地域生活支援事業のサービス量の見込みにあたっては、利用者の居住地でサービス量を見込むこととします。

2 居住系サービスの必要見込量

(1) 本町におけるサービス全体の利用見込量

サービス体系	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
共同生活援助（GH）	人分	12	12	13	17	19	19	6
共同生活介護（CH）								
施設入所支援	人分	10	10	9	9	9	9	0
全 体	人分	22	22	22	26	28	28	6

3 日中活動系サービスの必要見込量

(1) 本町における日中活動系サービスの利用見込量

サービス体系	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
生活介護	人日/月	418	506	528	594	638	660	132
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	人日/月	22	22	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日/月	0	0	22	0	66	110	88
就労継続支援（A型）	人日/月	0	0	0	0	0	0	—
就労継続支援（B型）	人日/月	374	352	352	638	660	682	330
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0	—
短期入所	人日/月	66	73	73	42	49	49	△24

(2) 本町におけるサービス全体の利用見込量

サービス体系	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
生活介護	人分	19	23	24	27	29	30	6
自立訓練（機能訓練）	人分	0	0	0	0	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	人分	1	1	0	0	0	0	0
就労移行支援	人分	0	0	1	0	3	5	4
就労継続支援（A型）	人分	0	0	0	0	0	0	—
就労継続支援（B型）	人分	17	16	16	29	30	31	15
療養介護	人分	0	0	0	0	0	0	—
地域活動支援センター	人分	7	8	8	9	10	10	2
全 体	人分	44	48	49	65	72	76	27

※全体像を整理するため、日中活動系サービスに地域活動支援センターを含める。（短期入所を除く。）

4 訪問系サービスの必要見込量

(1) 本町におけるサービス利用量見込み

サービス体系	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
居宅介護	時間分	20	20	20	33	33	33	13
重度訪問介護	時間分	0	0	0	0	0	0	—
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0	—
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0	—
同行援護	時間分	0	0	0	0	0	0	—

5 相談支援の必要見込量

(1) 本町におけるサービス利用量見込み

区分	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
計画相談支援	人	7	24	7	7	7	7	0
地域移行支援	人	0	0	1	0	0	0	△1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0	0

6 地域生活支援事業の必要見込量

(1) 本町におけるサービス利用量見込み

事業名	単位	第3期計画			第4期計画			比較
		H24度	H25度	H26度	H27度	H28度	H29度	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	/	/	/	無	無	無	—
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	/	/	/	無	無	無	—
(3) 相談支援事業								
①障害者相談支援事業	実施見込箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
基幹相談支援センター	設置の有無	/	/	/	無	無	無	—
②市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	/	/	/	無	無	無	—
③住宅入居等支援事業	実施の有無	/	/	/	無	無	無	—
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	有	有	有	1人	1人	1人	—
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	/	/	/	無	無	無	—
(6) 意思疎通支援事業								—
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	/	/	/	1人	1人	1人	—
②手話通訳者設置事業	実利用見込者数	/	/	/	0人	0人	0人	—
(7) 日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件	0
②自立生活支援用具	件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件	0
③在宅療養等支援用具	件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	0
④情報・意思疎通支援用具	件数	1件	1件	1件	1件	1件	1件	0
⑤排泄管理支援用具	件数	108件	120件	120件	108件	120件	120件	0
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数	1件	0件	0件	1件	1件	1件	1
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録見込者数	/	/	/	0人	0人	0人	—
(9) 移動支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	—
	延利用見込時間	120時間	60時間	60時間	60時間	60時間	60時間	—
(10) 地域活動支援センター								
①自市町村所在分	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	0
	実利用見込者数	7人	8人	8人	9人	10人	10人	2
②他市町村所在分	実施箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	—
	実利用見込者数	/	/	/	0人	0人	0人	—
(11) その他の事業								
① 更生訓練費給付事業	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	—
② 日中一時支援事業	利用者数	3人	3人	3人	2人	2人	2人	△1

7 居住系サービスの基盤整備

本町における「住まい確保」のため、グループホーム等の基盤整備を推進します。

(1) サービス（共同生活援助）の基盤整備の見込量

第3期計画					
H24年度		H25年度		H26年度	
実施箇所数	利用見込	実施箇所数	利用見込	実施箇所数	利用見込
2箇所	8人	3箇所	14人	3箇所	14人

第4期計画						比較
H27年度		H28年度		H29年度		
実施箇所数	利用見込	実施箇所数	利用見込	実施箇所数	利用見込	利用見込
2箇所	8人	3箇所	13人	3箇所	13人	△1

第5 計画推進のための具体的取り組み

1 北海道障がい者条例の政策の推進

(1) 北海道障がい者条例に基づく施策の展開

【推進の視点】

障がいがあっても安心して地域でくらすことができる社会を目指し、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進することを目的とした北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくり推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号、平成22年4月1日全面施行）（以下「北海道障がい者条例」という。）に基づく各種施策等の取組みを進める必要があります。

【推進施策】

障がいのある方の権利を実現し、社会参加を確保するための社会生活に関する施策にあたっては、北海道障がい者条例の基本理念に基づき推進します。

- ① 行政機関、学校、地域社会、町民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- ② 障がいの差別を防止し、障がいのある方の暮らしづらさを解消し、権利を最大限に尊重すること。
- ③ 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がいのある方に関するあらゆる分野において総合的に取り組むこと。

2 地域生活支援体制の充実

(1) 自立支援協議会の活用

【 推進の視点 】

障がいのある方やその家族への支援体制の整備を図るため、福祉・医療・教育などの関係機関や福祉サービス事業所関係者、相談支援事業所関係者などが困難事例への対応や支援、社会資源の改善や開発など、検討や協議できる場として「自立支援協議会」を活用し、各関係機関が連携により継続的な支援が必要となっています。

【 推進施策 】

① 障がい福祉関係連絡会議の定期開催

- ・ 困難事例の情報共有や課題解決に向けニーズ確認や役割分担を行い、支援が継続的に行われるよう障がい福祉関係連絡会議を定期開催します。
- ・ 社会資源の見直し（改善と開発）など、十分な検討を行い支援体制を強化します。

② 勉強会などの開催

- ・ 障がいのある方やその家族の情報として必要な福祉サービスの制度や利用方法について勉強会や説明会を行い、様々なニーズ把握のために意見交換を実施します。
- ・ 障がいのある方を雇用または雇用を検討している企業に対し、障がい特性の理解を深めるための勉強会や説明会を行い、一般就労や職場定着への支援を実施します。

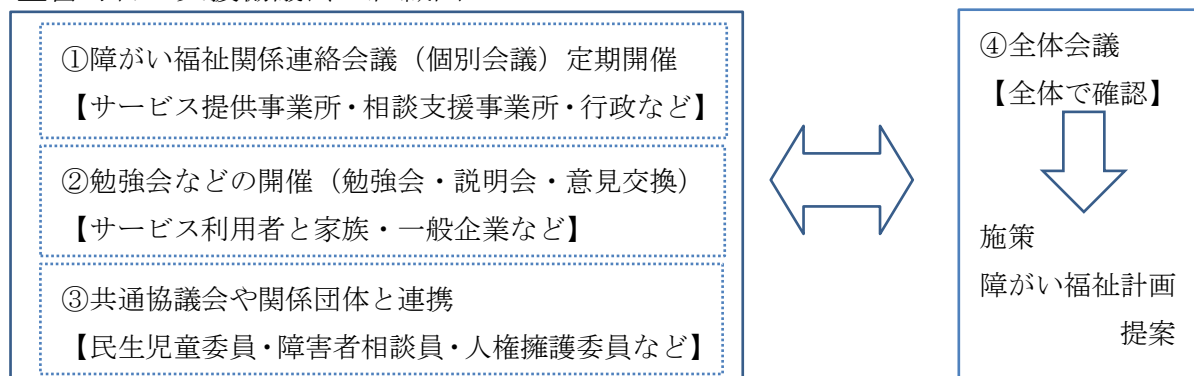
③ 共通協議会や関係団体との連携

- ・ 特別支援学校に在学している児や障がいのある方が関係する団体との情報交換や勉強会などを開催し、地域の課題把握や解決する場として連携します。
- ・ 民生児童委員、障がい者相談員（身体、知的障がい者相談員）、人権擁護委員など地域に密着した関係団体と協力し、支援を必要とする障がいのある方の把握に努め、見守りや必要なサービス利用へとつなげていきます。

④ 全体会議の開催

- ・ 地域課題の共通認識、障がい福祉計画の推進や評価、事例検討など、地域全体で確認し施策や障がい福祉計画策定へと提案します。

～豊富町自立支援協議会 組織図～



(2) 相談支援体制の確保

【 推進の視点 】

障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会の実現を進めるには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービス利用を適時・適切な利用を支援する相談支援体制の構築が不可欠であり、地域の実情に応じた地域生活支援の体制づくりが必要となっています。

【 推進施策 】

① 生活全般を支える相談支援体制の構築

- ・ 障がいのある方とその家族を対象とした相談支援の充実を図るため、相談支援事業を実施します。さらに、特定相談支援事業所等や関係機関とのネットワークの充実を図り、連携した支援体制づくりを推進していきます。
- ・ 地域の相談支援体制に対する評価や支援のあり方等について協議を行う「障がい者福祉関係連絡会議」の充実を図り、利用者や企業、共通協議会との意見交換や勉強会の開催や「自立支援協議会」を活用し、課題解決や情報提供に努めます。
- ・ 障がいのある方とその家族の意向を尊重したサービス提供ができるよう、地域の課題やニーズを把握し、解決に向けた支援体制を整備します。

② 専門的な相談支援

- ・ 地域では十分な専門性を確保することが困難である発達障がいのある方への支援を行うため、「発達障害者支援センター」を活用した支援を推進していきます。
- ・ 障がいのある方への就労を促進するため「障害者就業・生活支援センター」を活用した支援を推進していきます。

(3) 地域生活拠点等の整備

【 推進の視点 】

在宅で生活する障がいのある方の重度化や高齢化、親亡き後を見据えて、自立への課題に対応したサービス提供体制の整備が必要となっています。

【 推進施策 】

身近な地域での支援が可能となるよう、中長期的な視点に立って整備を進め、複数の市町村による共同整備も検討します。また、地域包括支援センター等、高齢者福祉施策と連携した整備を促進します。



(4) 自立と社会参加の促進

【 推進の視点 】

障がいのある方が自らの選択と決定により、主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できるような地域づくりが必要となっています。

【 推進施策 】

① 意志疎通支援等の強化

- ・ 障がいのある方のコミュニケーションを確保するため、関係団体と連携し、全道的な手話通訳広域派遣体制を整備し、手話通訳者や要約筆記者等の養成、人材育成に努めます。

② 多様なニーズに対応した生きがいづくりの推進

- ・ 障がいのある方が地域において、創作活動・レクリエーション活動・交流活動等に参加し、生きがいをもって生活できるよう地活動支援センターをの運営を委託し開設します。また、買い物やイベント活動に参加するための移動支援として、移動支援事業の運営を委託し実施します。
- ・ 教育機関との連携により、学習情報提供の充実を図り、生涯学習への参加を促進していきます。

(5) 関係機関との連携強化

【 推進の視点 】

障がいのある方が地域で暮らすために、乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労、地域生活といったライフサイクル全体を通じた地域の関係機関の連携による支援が必要となっています。

【 推進施策 】

① 教育関係機関等との連携

- ・ 障がいのある児が自立した生活や社会参加図られるよう、教育と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導及び支援を行うため連携を強化していきます。

② 保健・医療関係機関等との連携

- ・ 障がいのある方が日常の生活を安心して営むために必要な医療・保健サービスを提供するため、保健・医療関係機関等との連携を強化していきます。

③ 労働関係機関等との連携

- ・ 障がいのある方が希望や適性等に応じて社会参加ができるよう、企業や労働関係機関との連携を強化していきます。

④ 福祉関係機関等との連携

- ・ 社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係機関との連携を強化していきます。
- ・ 幅広く各関係機関や関係者等で、困難事例の検討や資源の調査等を行い、課題解決に向け「自立支援協議会」を活用していきます。

(6) 普及啓発・情報提供の充実

【 推進の視点 】

障がいのある方が安心して地域で暮らすために、地域住民の理解を深めることや、地域生活に関わる方々への正しい情報提供が必要となっています。

【 推進施策 】

① 地域理解の推進

- ・ 障がいの特性や障がいのある方に対する地域住民等の理解が深まるよう、広報誌やホームページなどの様々な情報媒体を活用していきます。

② 情報提供体制の強化

- ・ 障がいのある方やその家族、地域の支援者、就職先となる企業等へ正しい情報をわかりやすく伝えるため、当事者及び支援者団体等と連携した情報提供の仕組みづくりを進めていきます。

(7) 権利擁護の推進

【 推進の視点 】

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる地域づくりを実現するため、障がいのある方の権利擁護の推進と、障がいのある方がいかなる虐待・差別も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

【 推進施策 】

- ・ 判断能力が十分でない方に対し、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービス利用援助の取組を支援し、成年後見制度利用支援事業の周知や活用を促進していきます。
- ・ 虐待の防止や差別等の解消のため、相談窓口や相談支援機関における対応の体制整備や検討を進めていきます。



3 サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実

【 推進の視点 】

障がいのある方や家族が安心して地域で暮らすためには、地域生活において欠かせない住まい(グループホーム等)を基本としたサービス基盤の整備が必要となっています。

【 推進施策 】

① 住まいの確保

- ・ 障がいのある方が円滑に地域移行できるよう、グループホーム等の計画的な整備を促進していきます。
- ・ 障がいのある方が居住可能な民間住宅や公営住宅への単身入居等が可能となるよう、居住支援体制の整備を検討していきます。
- ・ 市街地の空き住宅の利用など、既存の社会資源の有効活用の促進を図ります。

② 環境の整備

- ・ 障がいのある方が安心して地域で暮らせるよう、福祉環境の整備を促進し、住宅関係機関と連携し検討していきます。

(2) 適切な日中活動サービスの充実

【 推進の視点 】

地域でいきいきと生活できるよう、障がいのある方が希望する日中活動サービスを保障することが必要となっています。

【 推進施策 】

① 日中活動サービスの基盤整備

- ・ 地域に日中活動の場を確保するため、多機能型サービスや生活介護サービス等の日中活動系サービスの基盤整備を進めていきます。

② 活動の場の整備

- ・ 地域生活への移行促進のため、能力や適正に応じた就労を目指し、就労移行支援事業や就労継続支援等の活動の場の整備を促進していきます。

③ 地域活動支援センターの整備

- ・ 障がいのある方が自立した生活を送るためには、日中活動のほか地域交流の場の充実も必要であることから、地域活動支援センターを整備します。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

【 推進の視点 】

地域の実情に応じた、地域生活支援事業の充実や障がいの有無、老若男女を問わず、誰もが安心して暮らしやすい環境づくりが必要となっています。

【 推進施策 】

① サービス基盤の整備

- ・ 必要なサービスを利用しながら地域で生活することができるよう、施設機能の転換や地域包括支援センターなどの既存事業所活用のほか、先進的事業支援特例交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要項」）などを活用し、地域特性を踏まえた新たな視点に立った先進的な事業や居宅介護等の充実を図っていきます。
- ・ 地域生活において欠かせない移動支援（居宅介護・重度訪問介護・行動支援・動向支援を含む）、意志疎通支援等の充実を図ります。
- ・ 道路沿いや観光地などで、車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を検討していきます。

② 地域の人材育成等

- ・ ボランティアの発掘および育成、情報提供などの充実に努め、町民や企業によるボランティア活動を促進していきます。
- ・ 子ども、高齢者、障がいのある方を問わず、だれもが安心して暮らしやすい地域づくりのための多様な事業展開をする地域生活支援事業を推進します。

（４） 共生型事業の推進

【推進の視点】

障がいの有無に関わらず、共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働しながら「共生型事業」を推進します。

【推進の施策】

身近な地域で支援する観点からも障がい者施策と高齢者施策を一体的に実施する共生型事業を推進します。

（５） 自立支援医療の提供

【 推進の視点 】

自立支援医療（「更生医療」「育成医療」「精神通院医療助成」）の適切な医療提供を図ることが必要となっています。

【 推進施策 】

- ・ 「更生医療」「育成医療」「精神通院医療助成」を継続して受けられるよう、保健所及び医療機関と連携協力し、制度の周知や利用者への相談支援に努めていきます。
- ・ 保健所との連携を図り、北海道医療給付事業等の活用により重度の障がいがある方々への医療提供を支援していきます。

4 精神保健福祉施策の充実

(1) 地域生活を支える体制の整備

【 推進の視点 】

- ・ 精神障がいのある方が、身近な地域生活への移行を促進するために、医療機関・サービス提供事業者・相談支援機関・行政機関等が連携し、相談を受けられるよう地域の相談支援ネットワークの構築と希望に沿った資源を整備するために各関係機関での協議や情報共有が必要となっています。
- ・ 入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と関係機関の継続的な支援が必要であり、情報を共有する場としてケース会議を開催し、支援を実施する体制整備が必要となっています。

【 推進施策 】

① 相談支援体制の構築

- ・ 精神障がいのある方の地域生活を支援するため、相談支援の体制づくりを推進し、課題等を解決するためにケース会議を開催し協議していきます。

② 入院中の精神障がいのある方への支援

- ・ 精神障がいのある方の地域住民の理解や受入れ環境を向上し、地域生活への不安を解消するために、各関係機関が連携しながら退院支援を進めます。

(2) 保健・医療の推進

【 推進の視点 】

障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療の提供が必要となっています。

【 推進施策 】

① 支援体制の強化

- ・ うつ病などの精神疾患に関する知識の普及啓発や精神疾患のある方やその家族が相談しやすい体制の整備に努めていきます。また、支援を必要とする方には、保健所と連携しながら、支援できる体制の充実に努めていきます。
- ・ 精神疾患の悪化を予防し自立を促進するため、障がいのある方への機能訓練への支援を進めるなど、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を検討していきます。

② 関係機関との連携強化

- ・ 本町では、こころの健康づくりを推進していくため、様々な分野の関係機関や団体とこころの健康づくりについて検討の場を設け、精神疾患のある方やその家族を支え合える環境づくりを検討していきます。

5 就労支援の強化

(1) 地域の支援体制の確保

【 推進の視点 】

障がいのある方がいきいきと働くことができる地域社会の実現のために、障がい特性や障がいがある方が働くことについて理解を深め、職親会等関係機関と連携し、地域住民や企業等への情報提供、支援の強化等が必要となっています。

【 推進施策 】

企業への障がいのある方に関する情報提供に努めるとともに、地域住民を対象とした広報、啓発活動を推進するため、自立支援協議会を活用していきます。

(2) 一般就労の推進

【 推進の視点 】

地域住民・サービス事業所・企業・行政など、関係機関等の連携や協力のもと、障がい特性や障がいのある方が働くことへの理解を深め、職場への適応支援と一般就労及び職場定着の推進のために、就労支援の充実・強化の取組みと能力やスキル向上の環境整備が必要となっています。

【 推進施策 】

① 就労の場の確保

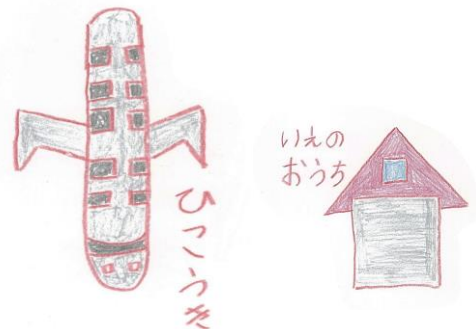
- 障がいのある方の適性や地域の実情に応じた働き方が可能となるよう、就労移行支援事業所を中心に、福祉施設における取組みを強化するとともに、地域で働く場の確保や福祉、労働、教育等関係機関との連携を図っていきます。
- 離職者の再就職等が可能となるよう、公共職業安定所を中心に連携を図っていきます。

② 雇用企業や職場定着への支援

- 障がいのある方の雇用の経験がない企業に、雇用を取り組むきっかけづくりのため、自立支援協議会を活用し、説明会や勉強会を開催します。
- 公共職業安定所と連携し、就職の準備段階から職場定着まで一連の支援が進むよう関係機関へ働きかけます。
- 障がいのある方や就労困難な求職者に対して、職場適応を容易にするために、企業に派遣される職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用を推進します。

③ 雇用機会の拡大

- 障がいのある方の雇用を積極的に推進している企業等の情報を提供するとともに、受注機会の拡大に向けた取組みを進めていきます。
- 地域振興、農業振興、観光振興など各施策と連携や協働を図り、企業や商店など地域の社会資源を最大限活用した支援ネットワークを構築します。



6 障がい児支援の充実

(1) 支援体制の基盤整備

【 推進の視点 】

発達の遅れや障がいのある児は、特別な存在ではなく同じ子どもであるという視点に立って、子ども子育て支援法に基づく支援とともに、自立及び社会参加を促進し、適切な支援や特性に応じた援助並びに家族に対する支援の充実が必要となっています。また、地域において正しい理解の促進を図ることが必要です。

【 推進施策 】

① 支援体制の整備

- ・ 地域の支援拠点として、広域により「稚内市早期療育通園センター」を活用し、発達の遅れや障がいのある児とその家族に対する総合的な支援を推進していきます。

② 連携の促進

- ・ 発達障がいのある児に配慮した教育の充実に努めるとともに、生涯を通じた支援を行うため、就学、学齢期、卒業時においても関係者の支援が継続されるよう、教育・保健関係機関との連携を促進していきます。

(2) 子どもの発達支援の推進

【 推進の視点 】

子どもの発達を促すための支援を必要とする子どもに対し、適切な療育や支援を推進するため、身近な地域で支援を受けられる体制の充実が必要となっています。

【 推進施策 】

- ① 母子通園センター事業「コアラの会」「ぐんぐん」を実施し、乳幼児期から精神面や運動面の発達を促す支援を実施していきます。また、保護者への支援も同時に実施し、保護者が子どもの発達の理解を深め、適切な関わりができるよう支援していきます。

7 サービスの質の向上

【 推進の視点 】

利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上を図ることが必要となっています。

【 推進施策 】

- ・ 利用の促進及び利用者が適切にサービスを選択できるよう、サービス事業者の指定情報の公表を行うよう検討していきます。
- ・ サービス利用に関する苦情解決の仕組みや利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう検討していきます。

8 災害に備えた地域づくりの推進

【 推進の視点 】

障害のある方が、地域で安心して暮らすためには、平常時から、災害による生活環境の変化などに対応でき、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを進めます。

【 推進施策 】

- ・ 障がいのある方を含む要支援者の安全確保を図るため「災害時要支援者支援対策」の取り組みを推進します。
- ・ 障がいのある方を含む要支援者への支援体制を整備できるよう、福祉避難所の設置に向け、必要な物資や機材、人材の確保の取り組みを推進します。

9 計画の推進管理

【 推進の視点 】

成果目標の達成状況や進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析や評価を踏まえ課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行うことが必要です。

【 推進施策 】

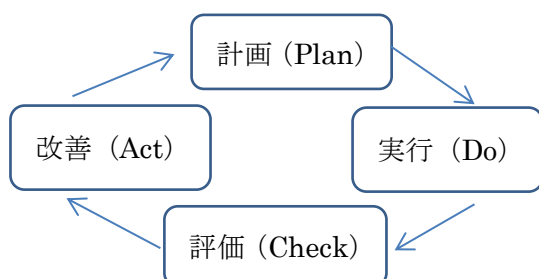
① 制度の円滑な推進

- ・ 障がい福祉施策の立案及び推進にあたっては、障がいのある方やその家族の意見の反映や、ニーズに配慮するとともに、障がい者団体等との協働に努めていきます。
- ・ 障害者総合支援法では、計画の定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

② 計画の管理

- ・ 「地域生活」を始めた障がいのある方の生活実態や、サービス利用希望の実態把握に努め、地域における関係機関の連携体制強化や次期計画への反映に努めていきます。
- ・ 北海道障がい者条例に基づき雇用、教育、経済など関係機関による横断的な施策の検討を進めます。

【PDCAサイクルのイメージ】



計画 (Plan)	目標達成に向けた活動を立案
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行
評価 (Check)	結果を把握・分析し考察 (学ぶ)
改善 (Act)	計画の目標・活動などを見直し

第6 ニーズ調査結果

1 サービス等利用計画から

平成24年4月の法改正により、障がいのある方の地域生活を支援するために、福祉サービスや通所支援を利用する全ての方に「サービス等利用計画」を作成することになりました。

サービス等利用計画とは、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービスを利用し、生活の質を向上させるために本人等から聞き取りを行い作成する計画です。

豊富町では、平成26年8月に「豊富町社会福祉協議会」に特定相談支援事業所の指定を行い、平成27年3月までにほぼ全ての福祉サービス利用者のサービス等利用計画の作成が終了し、現在はモニタリングの作業を行っています。

平成27年3月までに提出があったサービス等利用計画から福祉サービス利用者の希望や目標を抜粋しました。

①生活について

- ・ これからも豊富町で生活がしたい
- ・ 自分の部屋を借りて生活がしたい
- ・ 最終目標は一人暮らし生活
- ・ 豊富町に短期入所できる場所があれば利用を考えたい
- ・ 豊富町にグループホームが整備されていくのであれば利用を考えたい
- ・ 親亡き後のため、グループホーム等の見学に行く
- ・ できればヘルパーさんに入ってもらいたい
- ・ 身近に癒しの場がほしい
- ・ 病院受診時は車で移動できるように努力する
- ・ 家族と仲良く幸せに暮らしたい
- ・ 家族との生活を続けたい
- ・ 人に気を遣わず人目を気にせず気楽にすごしたい
- ・ 人とのコミュニケーションが取れるようになりたい
- ・ 教育相談や成長のための助言を活かす
- ・ 自宅付近に遊具などがある公園があると遊ばせることができたい
- ・ 就学についての相談や学校見学で不安を軽減させたい
- ・ 生活面での自立を伸ばしてあげたい
- ・ 近くに療育機関があって利用できると良い

②就労について

- ・ また一般企業で働きたい
- ・ 一般就労に向けて動く
- ・ 一般就労に戻りたい
- ・ 家にいるより仕事をしていきたい

③その他

- ・ 人助けをしたい
- ・ 役に立ちたい
- ・ 体力づくり
- ・ 体力をつけたい
- ・ 自分の役割を持ちたい
- ・ 当事者同志のつながりがあるといい

2 聞き取り調査から

第4期計画策定にあたり、在宅若しくは寄宿舍で生活中で、福祉サービス利用に至っていない方からの聞き取り調査を行い、実態と希望を確認しました。

①日常生活について

食事や外出の介助など日常生活に介助を要する場合、同居の母や配偶者が介助を行い、車椅子利用の方については、同伴者が必要となり「外出を控えるようになった(全くしない)」「冬期間の安全配慮のため外出に制限」など希望に沿った外出ができない状況となっています。

外出を控えるようになった原因として「人目が気になる」「過去に心ない言葉を浴びせられた」「発作や体調変化が心配」「道路や駅に段差などがあり不便」など地域住民の理解や社会資源の見直しと虐待・差別を受けることのない暮らしやすい地域づくりが求められています。

地域住民の理解を得るためには広報誌やホームページなど様々な情報を活用し、自立支援協議会で実態を検討する場や勉強会を開催し支援体制を強化します。

②居住について

豊富町内に障がい者向けのバリアフリーを施した公営住宅の希望があること、移動などを考慮すると中心地での整備が必要であることを担当課と情報共有します。

③就労について

職場実習や職場定着時に障がい特性を理解した方の支援が必要であり、適正や地域の実情に応じた働き方が可能となるよう企業等への情報提供や説明会などを開催し理解を深め、公共職業安定所と連携し、長期的な支援を継続します。

3 他地域の利用状況から

現在、豊富町内の通所事業所に他地域からの利用があります。

今後の実態は把握困難ではありますが、希望があった場合には意向に沿って福祉サービス利用へとスムーズに支援が継続できるよう他地域と調整していきます。

他地域から豊富町内の通所事業所を利用するにあたり、ほとんどの利用者は公共交通機関を利用しておりますが、施設利用開始時間と到着時間が合わないため、家族が通所施設まで送っている実態があり、施設利用開始時間まで利用可能な休憩場所に配慮が必要となります。

また、公共交通機関を利用する場合には、各市町村で交通費の一部助成を行っており負担軽減の対策を行っています。